

独立性が認められない子会社間などの「在籍型出向」も 産業雇用安定助成金の助成対象になります

助成金の概要

「産業雇用安定助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う**ものです。

※助成金の詳細については、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



ガイドブックはこちら

新たに助成金の対象となる「出向」

NEW

以下の項目全てを満たした出向が対象となります。

- 資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向
(例)・子会社間の出向(両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限る)
 - ・代表取締役が同一人物である企業間の出向
 - ・親会社と子会社の間の出向
 - ・「人事、経理、労務管理、労働条件等の決定への関与」や「常時の取引状況」などを総合的に判断し、独立性が認められないと判断される企業間の出向

※独立性が認められる事業主間で実施される出向の場合は、通常の助成率・助成額が適用されます。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、**通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる**出向

- **令和3年8月1日以降に新たに開始**される出向

※令和3年8月1日から令和3年9月30日までに開始した出向に係る計画届については、令和3年9月30日まで(令和3年9月30日までに支給申請を行う場合には支給申請を行う日まで)に提出することができます。詳細は下記の「申請・お問い合わせ先」へご確認ください。

助成率

NEW

出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額(出向元・先の計)	12,000円/日	

※出向の成立に要する措置を行った場合に助成される「出向初期経費助成」は支給されません。

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターもしくは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

[雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター]

電話番号 0120(60)3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



お問い合わせ先はこちら

※助成金の相談・申請先は(公財)産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。